

○林委員長 はい。それでは、日程1、請願審査に入ります。請願6-1、都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願についてです。改めて、と言ってもちょっと紹介議員がいないんですが、何か執行機関から進捗等々があれば、お願いいたします。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 二番町地区のまちづくりにつきまして、前回の当委員会開催以降の状況をご報告させていただきます。お手元、環境まちづくり部資料1をご覧ください。

○林委員長 待ってくださいね。あの厚い陳情の後に。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 よろしいでしょうか。

○林委員長 はい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。2月8日の都市計画審議会以降、正副会長によってご検討いただきました附帯決議案の内容について、その後、調整が図られ、3月26日の都市計画審議会では、ご出席いただいた各委員の意見を踏まえた文案が示されました。議論の結果、採決が行われ、文案のとおり附帯決議の内容が確定しております。環境まちづくり部資料1はその際の内容をお示ししたものです。

併せて確認のために、当該附帯決議をつけて、地区計画の変更を進めるべきとの答申を行うことの是非についても採決が行われ、進めるべきというご意見が賛成多数となりました。既に都市計画審議会から区への答申があったため、資料1については、区のホームページでも掲載しております。今後は附帯決議で区へ求められた役割を果たすべく、対応に当たってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○林委員長 はい。

景観・都市計画課長。

○前田景観・都市計画課長 前回の3月25日の当委員会におきまして、はやお委員及び小枝委員のほうから資料要求のございました一般財団法人計量計画研究所との契約状況につきまして、環境まちづくり部資料2に基づきご説明をさせていただきます。

資料といたしまして、契約状況の一覧をご用意させていただきました。表の左から順に、年度、契約の決定方法、件名、参考資料番号、契約金額を記載してございます。決定方法の中で括弧書きで記載しております、新規プロポ、継続プロポにつきましては、①②③とございますけれども、同じ番号が関連の案件となっております。

次に参考資料でございますけれども、このクリップのところをおめくりいただきますと、新規プロポの際には特命随意契約理由書、要求水準等説明書、そしてプロポーザルの選定結果をおつけしてございます。そのほか新規プロポ以外の案件につきましては、ホームページに掲載してございます特命随意契約理由書をおつけさせていただいてございます。また、指名競争入札や随意契約（見積競争）につきましては、特命随意契約理由書等はないので、資料の添付はございません。

以上でございます。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

ちょっと一旦休憩します。

午後1時08分休憩

午後1時11分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

どうぞ、引き続き、執行機関の説明等々があれば。

神田地域まちづくり担当課長。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 引き続き、資料2のうち、中段部、令和4年度の部分となりますが、外神田一丁目南部地区のまちづくり説明会及び公聴会運営支援業務につきましては、地域まちづくり課にて見積競争による随意契約を行ったものとなります。こちらは令和5年1月27日、28日の2日間で開催しました外神田一丁目南部地区のまちづくり説明会及び令和5年2月10日に開催した外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する公聴会、全てにおいてウェブ配信を併用した形で実施しております。当該業務はウェブ配信に関わる機材の持込み、設置、視聴設定、配信操作、配信トラブル対応等に対する業務及び公聴会につきましてはオンライン視聴に関わる申込みフォームの作成、受付関連についての業務を委託したのとなっております。

業者選定においては、年始から1か月程度での準備、調整期間となることから、複数業者に当該期間中の作業実施が可能かヒアリングを行うとともに、最終的に対応可能であった業者2社に、見積競争にて最低価格の相手方となりました計量計画研究所と契約を行ったものとなります。金額としましては、税込み48万4,000円で契約締結を行ったものです。

説明は以上です。

○林委員長 はい。以上で。後ほど請願審査が終わりました後の陳情審査にも関わるんですけども、かなり重複している部分がありますので、執行機関からの経緯経過説明がありました。

岩田委員のほうから介護から到着したんで、本来の請願審査ですけども、紹介議員から改めて何かご意見あるいは請願の進め方等々があれば、どうぞ、岩田委員。

○岩田議員 すみません。遅くなりまして。請願者と正副の委員長でお話をさせていただいて、それをまとめていただければという、そういうお話がありましたので、ぜひそこをお諮りいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○林委員長 請願書に関しては特に何も説明がない。追加の。はい。

そうすると、どうしましょう。紹介議員の質疑というのは何かございますか、委員の方。前回までに度々やりましたけれども、これは。

○桜井委員 今までの。

○林委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 本件については、紹介議員のほうからの説明も今まで頂いています。それに対しての私の意見も、その都度その都度、何度言いましたかね、発言をさせていただいております。その間の中で、執行機関から、この町会活動の範囲内だというような区の見解も頂きました。その事実については今までの中での積み上げとしてあるということで、それ以上のものがあれば別ですけども、紹介議員からそれ以上のものはないというお話でございますから、ちょっとこれ以上新たな事実をまた発言するということもなかなかしにくいのかなと、そのように思います。ちょっと今の段階での見解として述べさせていただきます。

○林委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 他の陳情もそうですけれども、この請願についても、本来、都市計画決定に向けて出されている適正な意見書、適正な意見の募集、収集、そして公開、そうした在り方という中で、これについては補助金交付団体、つまり町会、全世帯割で補助金が出ている団体の運営の在り方として、あるいは費用の使い方として適正なのかという問いなわけなので、この桜井委員の言うところの、話は終わったというよりは、これ、本当はこの委員会では、前回も言いましたけれども、はみ出す内容、つまり町会というのはコミュニティ団体だから、コミュニティ団体というのが、しかも補助を出していて、どうあるべきかというのは、これがいいとか悪いとか、環境まちづくり委員会での判断の領域を超えている部分もあるので、そこはどういうふうに、現段階、時を過ぎてしまった議会としての判断、あるいは聞き取りの、時を過ぎてしまった状況の中で、都市計画決定というよりは都市計画審議会での審議に先立ってやるべきことだったと思うので、その辺もひっくるめて、どういうふうに、今、私たちはこれを、請願という重いものを受け止めたいのかということについて、こちらの委員会のほうで参考人として来ていただいても私はいいと思いましたがけれども、紹介議員のほうから、正副のほうでの意見聞き取りということを言われたわけなので、そういった方法が可能であるならば、そのような方法でお願いをするというか、進めていただくということをお願いしたいというふうに私は思います。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 今、小枝委員から、都市計画決定をする前の段階で、この件についての請願者が挙げていらっしゃるようなことが影響があったのかどうかというようなことは、もっと前で判断すべきじゃないかという、そういったご意見ですよね。この件については、都市計画決定をする前の段階でもこの委員会の中で議論はいたしております。そのときに、類似する行為についても私は紹介もいたしましたし、また、たしかあれは予算の委員会の総括だったと思いますけども、この委員会のメンバーではない地域文教委員会の委員長、あ、委員長。ごめんなさい。何だ。部長か。（発言する者あり）地域振興部長。ありがとうございました。の区としての見解として、これは町会の活動の範囲内なんだというふうに区は理解していますよということを述べているわけで、決して都市計画審議会の決定に何ら影響するものでもないというふうに思うのは当然の話だし、私もそのように思って都市計画審議会のほうには臨んだと。これはもう、みんな一緒だと思います。ですから、今、小枝委員がご指摘されたことは当たらないということになると思います。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 若干主語がずれているというふうに思うんですね。議員一人一人はこう思う。それはあっていいと思います。行政の部長がそう思う。それも、あっていいかどうかは分からないけども、時の部長はそう言った。

これは、請願者である区民はどう考えるかというのが別の角度でありますので、そのどうなのかということ、私は一議員としては、今後のこともありますから、本当は連合審査でもやって、コミュニティ団体との関係性はどうか、行政と全く同じような方向でどんどんどんどん使って、お金も使って、人手も町会長の名前でやっていいのかということ、一定程度のルール化が必要であろうとは思いますが、ちょっと話を広げると収

拾がつかなくなりしますので、これについては請願者がどういう意図であるかということを知りたいというふうな、そういう意味で申し上げました。

○林委員長 ほかに何か。

○桜井委員 請願者の方がどういう意図でこれを出されたのかということを知ることについて、私は何も言っていません。そのようなことは言っていません。また、小枝委員がこの本件についてご意見を言われる内容と私が言っている内容と違うということも、これは当然の話で、あったっていいんです。ただ、都市計画審議会で採決をするに当たって、その積み上げてきたことの中で問題があるんじゃないかというような問合せ、そのところを指摘されているわけだから、だから、それについては、この都市計画審議会というのは、千代田区がこの都市計画についての在り方についての判断を委嘱しているわけですね。でしょ。いるわけですから、区としての判断がどういう前段、どういう状況の中で今まで行われてきた中で、この都市計画審議会が開かれたのかということを知るのであれば、先ほども何度も言いましたけども、区としての判断を予算委員会の中で地域振興部長が答弁をしたということは、一つの判断として、これはある話だと思うし、そのことを僕は知っているんです。質問者の方がどういうことの意味でということを知りたいというふうな、この書かれていらっしゃる請願文だけでは読み取れない部分があるのであれば、聞いていただくことについて、何ら私は異議を唱えるものではありません。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 私のほうは終わりにしますけれども、結論のところは分かりましたが、都市計画審議会と議会との関係ということのご指摘だったので、それについては都市計画を審議会委員のメンバーからも、あるいはほかの都市計画審議会の方々からも、基本的にやはり都市計画、まちづくりというのは、議会である程度の方向性を煮詰めて、考え方の違いはあったとしても疑問点については解消した中で、このまちの将来は大丈夫だという安定感をもって都市計画審議会に諮るとというのが在り方であって、それも全部都市計画審議会に委ねられても困るとというのが、都市計画審議会の側からも私は漏れ聞いております。また、そうした意見も、現にあの委員会の中でもあったと思います。

それは今日は私の意見にとどめますけれども、何でもかんでも、地域振興部長が言ったからいいんだでは、それは行政であって、二元代表の議会は別ですから、議員である私たちはどう思うのかというのを確認しないで進めるということは、二元代表としての在り方としてはこれは違うから、やっぱり都市計画審議会の前に一定程度問題の整理というのをすべきだし、逆に言うと行政が、区長が、議会をきちんと尊重するつもりがあるんだら、その結論をしっかりと待って、安定した、混乱しない、二分しない進め方をするというのが、これは普通、当然のことだろうというふうに思うので、それは私の意見ということで。言われてしまったので、すみません、言わせていただきます。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 これ、この請願に関しては、補助金交付団体であることが大変すごく重く受け止められていて、補助金交付団体で補助金をもらう立場でありながら、封筒を使って、公正の立場じゃないんじゃないかと言われるような態度を取られたということで、予算の委員会の総括質疑の中で、部長が、またこれもざっくり、いや、これは問題ありませんというふうに答えられていましたけれども、じゃあ、どの行為とどの行為が問題なくてとい

うことに関しては、細かく聞いているわけではありませんし、ほかの委員会での答弁だけをもって判断できないという意見もそれはそうだろうと思うので、ちょっとここは一つ、地域振興部長がちょっと替われちゃったかもしれないけれども、からはやっぱりもう少し、じゃあ、補助金交付団体であれば、意見が分かれることに関しては意見表明をしちゃいけないのか、あるいは単に封筒を使ったことがいけないのか、何と何が交付団体がやっちゃいけないのかということを確認にしないと、逆にやっぱり町会、交付団体だからといって、表現の自由ですとかいろいろな政治活動の自由を保障されるわけですから、やってはいけないこととやっていいことということをもっと少し整理をさせていただきたいので、できれば地域振興部長をお呼びする形でやっていただきたいと思います。確認させていただく機会があれば、別に委員会じゃなくてもいいんですけども、確認させていただく機会があればと思います。

○林委員長 はい。何かお答え。

○岩田議員 いや、僕が答えるわけじゃないんですけど。

○林委員長 いや、疑問点があればというところからも入っているんですけども、何かあれば、どうぞ、岩田委員。

○岩田議員 自分もまさにちょっとそこだけ聞きたかったのが、これ、町会長が自分の肩書を使って、さらに町会の封筒を使って、一方的な意見を誘導するような、そんなアンケートを取ったというのが、それが特に問題ないというのであれば、何がどこからが問題があるのかというのを、ちょっと、何というんですかね、その基準みたいなものを示していただきたいと思います。そこははっきりしていただきたいと思います。

○林委員長 少し休憩を取ってもいいですかね。休憩します。

午後1時27分休憩

午後2時03分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 やはり一番キーポイントになるところは、この請願のほうにも書いてありますとおり、千代田区の補助金交付団体である、ここをどういうふうな取扱いをするのかというところが非常に重要なところになると思う。そのところがポイントになってくるとなると、私どもの、私たちの環境まちづくりの所管外になってくるんですが、この辺の意図をやはり請願者のほうに確認していただきたいと思います。

別に擁護するわけではないんですけど、地域振興部長も、これはあり得るでしょうねと言ったのは、任意団体に対しての言及だったと思います。交付団体でありながら町会にやっているといったら、これは私も重たいことだと思います。だけど、違法性とか合法性とか適合性とかといったときには、その問題ではなくて、これはやはり町会の内部での信義則、やはり町会長が、先ほどの、いろいろな話も様々、書き方もあった。見解の相違というのはいろいろあるとは思いますが、やはり町会名で、町会長名で出すということに関しての信義則ということに関しては、いささか課題があるのかなと。やはりここの請願者に対してどういうところにあるのか。

また、この話がしっかりしてくると、先ほどの岩佐委員のほうからも話がありましたとおり、細かく町会の、何というんですかね、定義も決めなくちゃいけない。でも定義を大

ざっぱに決めなくちゃいけないのは、条例上で決めないと、今後、この前ありました3名町会の問題も発生してくるんですね。というのは何かと云ったら、マンション単位に町会を認めろという話になったときに、今、定義がないんです。それは何かと云うと、具体的に言うと、世帯数だけだったらどうなのかと云ったら、ここはあくまでも町会のスタートというのは関東大震災のスタートで、何で町会をしたかという、その地域で防災をしていくという、それは事務事業概要にも書いてありますけれども、そこをある程度法律化して、エリアという名前にしないと、僕は、タワマンができていったときにどういものになっていくのかと云ったときに、なかなか法的に厳しいものになっていくだろうと。いつかはそこは手を入れなくちゃいけないところだとは思っています。もう既に京都だとかいろいろなところでの訴訟問題が起き、そして、たとえ祭りが文化だといったら、これは宗教だろう、宗教活動だろうと言われたら大変なことになりますから、この辺の線引きも含めて、今度新しい地域振興部長はすばらしい部長ですから、きっとその辺のところをしっかりとやっていただけたらと思います。

その辺のところを課題を整理する意味でも、請願者のほうの確認をしっかりと、ご足労ですけど、委員長、副委員長でお願いしたいと思っています。

○林委員長 はい。

岩佐委員。

○岩佐委員 はやお委員と似たようなことを申し上げるんですけども、これは都市計画法17条2項に基づく意見書のやり直しを求めるものであって、意見書のやり直しというと、多分、相当大きな瑕疵がなければ普通はやり直さないということであるとすると、請願者の方には、ぜひその根拠となるこの補助金交付団体であるこの町会、町会長がやった行為が違法だと思うからやり直しなのか、不当だと、妥当じゃないからやり直しだと思うのか、ちょっとその原因をどのように捉えてやり直しを求めているのかというのを、もう少しはっきりとさせていただきたいことと、もし違法とかというのであれば、何に対して違法なのか。概念的に、信義則と先ほどはやお委員もおっしゃいましたけれども、信義則とか信頼関係とか、そういったこと、違法というのであれば何らかの根拠がもちろん発生してきますから、もし違法までご指摘されるのであれば、その根拠ということも、不当でも、その根拠ということをもう少し詳しく聞いてきていただければと思います。よろしくお願いたします。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 先ほど理事者のほうから、1月25日の、町会長のほうから、この封筒で送られたことについての趣旨というか、というものを聞かれたということでのご紹介を頂きました。決して賛成を強要するものではないという、そういう内容だったように聞きましたが、この件は町会にとってみれば大変重要な案件なんですよ。であれば、当然、町会として、この案件を、重要な案件を扱う上において、町会の封筒を使うということがいいのか悪いのかと意見はあると思いますが、そのときの判断というのは、一定の判断が恐らくあったんじゃないかなというふうに私は思っています。

ということ踏まえて、先ほどご紹介を頂いた1月25日ですか、のときの（「2月」と呼ぶ者あり）2月25日。2月8日。ごめんなさい。2月8日。都計審で話をされた。ああ、すみません。私も承知して。そんなような2月8日のときにご紹介をされた趣旨を

この請願者にもお伝えをして、その上での請願者のお考えというか、ご意見等を聞いてきていただきたいと、そのように思っております。

○林委員長 ちょっと、じゃあ、ごめんなさい。休憩します。

午後2時09分休憩

午後2時10分再開

○林委員長 再開します、委員会。

どうぞ、桜井委員。

○桜井委員 すみません。私の勘違いの部分もございまして、たしか都市計画審議会、私も委員をしておりますので、そのときの状況というのはしっかりと覚えておりますけれども、たしか2月8日に当該の町会長から、案文も持ってこられて、それでご紹介をされたというふうに認識いたしております。ということで、繰り返しになりますけれども、この案件については、町会としても大変な、重要な案件になるということでございますので、ぜひこのことについて請願者の方にもご報告を申し上げますとともに、ぜひご意見を頂いてきていただきたいと、そのように思います。

○林委員長 はい。ありがとうございます。

どうぞ、岩田委員。

○岩田議員 確かに町会にとって大事なことというのは、皆さんそう思っているということなんですけれども、その封筒を使う判断があったのじゃないかというんでしたら、それこそまさにどういう判断があったのかというのを、この封筒を使った方に聞いていただきたいぐらいであります。でもこれは、今回は請願者に話を聞くことなので、それはできないんですけども、それぐらいしていただきたいなと。それでなければ、その封筒を使う判断があったのであろうと、そういうことがちょっと、そこを言っているのかどうなのか、どういふふうに判断したのか分からないですから、それを伝えてというのはどうなのかなと思います。

○林委員長 じゃあ、また休憩しますね。

午後2時11分休憩

午後2時13分再開

○林委員長 再開いたします。

いいですかね。

では、ほかに、特に請願者に確認したほうがいいというのがなければ、先ほど紹介議員の岩田委員からありましたとおり、請願者に正副の委員長で、懇談、面談、意見を、改めて趣旨を確認する場を設定いたします。併せて委員の方も、もしお時間があればその席に見に来ていただいても一向に構いません。強制じゃありません、懇談会じゃないんで。ご発言はご遠慮していただきたいですが。そんな形で、請願の審査は随分休憩時間も長かったんですけども、取扱い含めて。

○桜井委員 継続。

○林委員長 継続でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 目途のほうは、再三申し上げているとおり、第2回定例会が入る前までに当委員会としての審査が尽くせるような形で準備を、日程も進めてまいりたいと思います。

請願6-1 請願審査部分抜粋：令和6年4月26日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いろいろまたご協力を頂ければと思います。

では、請願6-1、都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願につきましては、継続審査という取扱いで、本日のところ請願審査を終了させていただいて、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。